

仕様書

1 件名

自家用電気工作物保安管理（舞鶴港湾合同庁舎ほか5ヶ所）

2 仕様

（1）目的

第八管区海上保安本部及び各海上保安部署（以下「甲」と総称する）が設置する自家用電気工作物（以下「電気設備」という）について、法令により適正かつ合理的な保安管理を行うため受託者（以下「乙」という）に対しその業務を委託する。

（2）保安管理

電気事業法第39条に基づき電気工作物の維持を行うため、関係法規、規則等に従い、必要とされる電気主任技術者を選出し、保安管理上必要な措置を行わせ、当該電気設備が安全かつ適正に通電しうる状態に管理すること。

また、電気設備に適正を欠くと認めるものがあるときは、直ちに原因を調査し正常に保持するとともに、甲に報告すること。

（3）点検

次について実施し、終了後は点検内容及びその結果を記載した記録簿を提出すること。

- ・月次点検 各設備の要領ごとに別紙記載の頻度で実施すること。
- ・年次点検 年1回
- ・臨時点検 甲又は乙が必要の都度指示する。

舞鶴港湾合同庁舎の年次点検時に停電する場合には、業務に支障が及ばないよう第八管区海上保安本部総務部総務課の監督職員が指示する箇所へ、補助発電機等により電気の供給を行うこと。

（4）電気主任技術者の権利義務

電気主任技術者は、原則として乙が選考し、甲の確認を受けるものとし、関係法令に定めた電気主任技術者としての義務を負うほか、甲の指定する監督および検査職員の指示を受けるものとする。

ただし、電気主任技術者は電気設備について甲が実施する工事および維持管理に関し保安上重要と認められる場合は意見を述べることができるものとし、甲は電気主任技術者の意見を尊重し、保安管理に万全を期するものとする。

（5）事故防止

乙は、事故を未然に防止するため予防的保安管理に万全を期し、事故が発生した場合は、直ちに甲に通知するとともに、その原因を調査・復旧し、同種の事故が発生しないように措置するものとする。

（6）非常時の措置

乙は受託者負担で常時監視装置を設置し、電気設備等に異常が発生し、庁舎等および人命に危険を及ぼすおそれがあるときは、直ちに技術者並びに必要な人員を派遣し、停電その他、災害防止のため必要な緊急の措置をとるとともに、速やかに甲に報告すること。

ただし、同装置を設置するために大幅な変更を必要とする事業所及び委託場所管理担当官が取付けを希望しない事業所を除く。

また、地震・台風・火災等により電気設備に異常をきたし、または災害のおそれがある場合についても同様とする。

(7) 本仕様書に定める保安管理に必要なものは乙の負担とする。

なお、乙は電気設備について監督官署の検査があった場合は立ち会うほか、甲が指示する場合は、監督官署への諸届について代行すること。

3 履行場所

別紙のとおり。

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

5 検査

履行完了後、4ヶ月毎に完了届を提出し検査職員の検査を受けること。

6 支払条件等

検査合格後、4ヶ月ごと払い

官署支出官 第八管区海上保安本部総務部長あて請求書を提出すること。

なお、支払いは舞鶴港湾合同庁舎各入居官署において請求額を分担し、それぞれの官署からその分担した金額を支払うものとする。

7 その他

(1) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と協議しその指示に従うこと。なお、軽微な事項については甲の指示によること。

(2) 履行に際し、知り得た事実については他に漏洩してはならない。

8 仕様に関する問合せ先

第八管区海上保安本部総務部補給課 担当職員 伊藤

0773-76-4100 (内線2256)

別紙

	設置場所	事業場住所	設備容量 (KVA)		区 分			備 考	
			常 時	予 備	点検頻度	監視装置	点検内容		
1	舞鶴港湾合同庁舎	舞鶴市宇下福井901	425kVA	300kVA	隔月	年次点検	毎月	別表のとおり	
2	情報通信課	舞鶴市宇下福井901	-	30kVA	隔月			別表のとおり	
3	舞鶴西港 船艇給電所第三埠頭	舞鶴市松陰小字島崎 舞鶴西港第三埠頭	600kVA	-	隔月			別表のとおり	
4	空山中継所	舞鶴市大字観音寺 小字コモ池44-4	低圧電力 8kVA 従量電灯A 6kVA	15kVA	隔月			別表のとおり	
5	宮津海上保安署	京都府宮津市 宇鶴賀2174-2	低圧電力 12kVA 従量電灯B 12kVA	25kVA	隔月			別表のとおり	
6	香住海上保安署	兵庫県美方郡香美町 香住区境1104-4	低圧電力 30kVA 従量電灯B 30kVA	37.5kVA	隔月			別表のとおり	

巡視点検測定及び手入基準

■舞鶴港灣合同庁舎(情報通信管理室)受変電設備及び非常用発電機、負荷設備

項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定											
	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目									
受	電線及び 支 持 物	1	2ヶ月	電線の高さ及び他の 工作物樹木との 離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がい し、支線、支柱、保 護網などの損傷腐 食	1	3年 ～5年	必要により特定対 象を定めて行う(点 検箇所、部位は定 期巡視点検より抜 粋)	1	1年	絶縁抵抗測定								
		2	2ヶ月	標識保護さくの状 況	2	1年	電線取付状態、弛 度														
					3	1年	その他必要事項														
変	ケーブル	1	2ヶ月	ヘッド、接続箱、 分岐箱など接続部 の加熱、損傷、腐 食及びコンパウン ド油漏れ	1	1年	ケーブル腐食、き れつ、損傷	1	5年	必要により特定対 象を定めて行う(点検箇所、部位は 定期巡視点検より 抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定								
					2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定								
		2	2ヶ月	布設部の無断掘削				2	3年 ～5年	地盤沈下の影響											
電	断 路 器	1	2ヶ月	受けと刃の接触、過 熱、変色、ゆるみ	1	1年	停止して受けと刃 の接触、過熱、ゆる み、荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定								
		2	2ヶ月	汚損、異物付着	2	1年	汚損、きれつ														
		3	2ヶ月	その他必要事項	3	1年	フレ止め装置の機 能														
設	遮 断 器 開閉器類	1	2ヶ月	外観点検、汚損、 油洩れ、きれつ、 過熱、発錆、損傷	1	1年	停止して外部の損 傷、腐食、過熱、 油量、発錆、変形、 ゆるみ	1	2年又 は一定 の遮断 回数に よる	停止して内部につ いて接触子の荒れ 具合、ゆるみ、変 形、焼損、損傷	1	1年	絶縁抵抗測定								
		2	2ヶ月	指示、点灯	2	1年	操作具合、機構	2	"	操作機構及び付属 装置の各部点検	2	1年	接地抵抗測定								
		3	2ヶ月	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態	3	"	遮断速度測定(開 極投入時間最小動 作電圧及び電流の 測定を含む)	3	3年	絶縁油試験								
備	母 線	1	2ヶ月	必要により特定部 位のものについて 行う (点検箇所、ねら いは定期巡視点検 より抜粋)	1	1年	母線の高さ、たる み、他物との離隔 距離、腐食、損傷	1	3年	必要により特定対 象を定めて行う(点検箇所、ねらい は定期巡視点検よ り抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定								
					2	1年	接続部分、クラン プ類の腐食、損傷														
					3	1年	過熱、ゆるみ														
受 電 用 変 圧 器	1	2ヶ月	本体の外部点検、 漏油、損傷、汚損、 変形、ゆるみ、発 錆、腐食 振動、音響、油量 温度	1	1年	停止して各部の損 傷、腐食、発錆、 ゆるみ、変形、き れつ、汚損、油量	1	5年 ～10年	停止して内部につ いて点検(コイル 接続部、リード線、 鉄心、その他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定									
													2	1年	付属装置各部の点 検(機能及び状態)	2	5年	付属装置及び機器 の内部点検	2	1年	接地抵抗測定
3	2ヶ月	その他必要事項	4	1年	接地線接続部																
				5	1年	その他必要事項															

項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定				
	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目		
受電設備	計器用変成器	1	2ヶ月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、油洩れ、油量、温度、音響、ヒューズの異常	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、接触、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油洩れ、ヒューズの異常	1	3年	油入式について、停止して内部の点検	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	2ヶ月	その他必要事項	2	1年	接地線接続部	2	2年	必要により油の汚れ及び特性調査	2	1年	接地抵抗測定	
											3	1年	その他必要事項	3
変電設備	避雷器	1	2ヶ月	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損	1	1年	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常				1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	2ヶ月	その他必要事項	2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定	
											3	1年	その他必要事項	
設備	配電盤	1	2ヶ月	計器の異常、表示 札表示灯の異常	1	1年	裏面配線の塵埃汚損、損傷、過熱	1	2年	停止して各部の損傷、過熱、ゆるみ	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	2ヶ月	操作、切換開閉器などの異常	2	1年	ゆるみ、断線 接地線接続部	2	2年	断線、接触、脱落 端子、配線符号	2	1年	接地抵抗測定	
											3	2年	その他必要事項	3
	電力用コンデンサ	1	2ヶ月	本体外部点検、漏油、汚損、音響、振動	1	1年	外部の損傷、腐食 接地線接続部				4	2年	必要により計器校正、シーケンス試験	
配電設備（屋外電線を含む）	断路器遮断器開閉器類	1	2ヶ月	受変電設備用と同じ	1	1年	受変電設備用と同じ	1	2年又は一定の遮断回数による	受変電設備用と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定	
											2	1年	接地抵抗測定	
											3	3年	絶縁油試験	
											4	不定期	必要により動作特性	
配電設備（屋外電線を含む）	配電用変圧器	1	2ヶ月	必要により特定範囲のものについて行う（点検箇所、ねらいは受変電設備用と同じ）	1	1年	受変電設備用と同じ	1	5年～10年	受変電設備用と同じ	1	1年	受変電設備用と同じ	
その他付属設備	1	2ヶ月	必要により特定範囲のものについて行う	1	1年	母線、がいし、クランプ、支持物などは受変電設備用に準じて行う（停止せず）	1	3年	必要により特定対象を定めて行う（この場合停止して点検する） その他必要事項	1	1年	絶縁抵抗測定		
										2	1年	接地抵抗測定		
配電設備	電線及び支持物	1	2ヶ月	電線の高さ及び他の工作物樹木との離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷	1	3年～5年	必要により特定対象を定めて行う（点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋）	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	2ヶ月	標識保護さくの状態	2	1年	腐食 電線取付状態、弛度							
													3	1年
	設備	ケーブル	1	2ヶ月	ヘッド、接続箱、分岐箱など接続部の加熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ	1	1年	ケーブル腐食、きれつ、損傷	1	5年	必要により特定対象を定めて行う（点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋）	1	1年	絶縁抵抗測定
			2	2ヶ月	布設部の無断掘削	2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定
3												2ヶ月	標識、他物との離隔距離	

目	項	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定		
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
負 荷 設 備	電 動 機 そ の 他 回 転 機	1	2ヶ月	運転者が音響、回転、過熱、異臭、給油状況などについて注意する	1	3ヶ月	音響、振動、温度停止して各部の汚損、ゆるみ、損傷	1	3年	必要により特定対象を定めて行う	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	伝達装置の異常など外部点検を行う			温度上昇等を考慮し内部分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入	2	1年	接地抵抗測定
		2	2ヶ月	必要により特定範囲のものについて電気担当者が行う	3	1年	制御装置点検			温度上昇等を考慮し、回転子引出掃除	3	1年	必要により特性試験
					4	1年	接地線接続部	2	3年				
					5	1年	その他必要事項	3	3年	その他必要事項			
	電 熱 乾 燥 装 置	1	2ヶ月	運転者が温度、変形、損傷などについて注意する	1	1年	停止して各部の変形、損傷、ゆるみ	1	3年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期に準じて内部点検を行う)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	接続部変色、過熱、熱線の腐食、取付点検	2	1年	可燃物との離隔状況				2	1年	接地抵抗測定
		3	2ヶ月	必要により特定範囲のものについて電気担当者が行う			その他必要事項						
	照 明 設 備	1	2ヶ月	使用者が異音、汚損、不点、温度、臭気過熱などに注意する	1	1年	照明効果、汚損、音響、温度、コンパウンド洩れ				1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定
	配 線 及 び 配 線 器 具										3	3年	必要により照明測定
		1	2ヶ月	開閉器の点検、湿気、じんあい等注意到器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適正及びゆるみ、過熱	1	1年	開閉器、器具との接続器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適正及びゆるみ、過熱	1	2年	許容電流と負荷電流との確認	1	1年	絶縁抵抗測定
発 電 設 備	原 動 機 関 係										2	1年	接地抵抗測定
											3	1年	必要により配線用遮断器及び漏電遮断器の特性試験
		1	2ヶ月	燃料系統からの油漏及び貯油	1	1年	機関主要部分の点検	1	3年又は一定の運転時間による	内燃機関の分解点検、測定			
	発 電 機 関 係	2	2ヶ月	機関の始動、停止									
		3	2ヶ月	その他必要事項は細則による									
		1	2ヶ月	電動機その他回転機と同じ	1	1年	電動機その他回転機と同じ	1	3年	電動機その他回転機と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定
	蓄 電 池										2	1年	接地抵抗測定
											3	3年	継電器試験
		1	2ヶ月	液面、沈殿物、色相、極板彎曲、隔離板、端子のゆるみ、損傷	1	1年	木台、がいの腐食、損傷、耐酸塗料のはくり	1	3年	充電装置の内部点検	1	1ヶ月	比重測定
		2	2ヶ月	充電装置の動作状態	2	1年	床面の腐食、損傷	2	3年	必要により対象を定めて行う	2	1ヶ月	液温測定
		3	2ヶ月	電池の電圧	3	1年	その他必要事項				3	1ヶ月	電圧測定
											4	1年	絶縁抵抗測定(充電装置)

■舞鶴西港第三埠頭 受変電設備

目	項	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定		
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
受	電線及び 支 持 物	1	2ヶ月	電線の高さ及び他の 工作物樹木との 離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がい し、支線、支柱、保 護網などの損傷腐 食	1	3年 ～5年	必要により特定対 象を定めて行う(点 検箇所、部位は定 期巡視点検より抜 粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	標識保護さくの様 況	2	1年	電線取付状態、弛 度						
					3	1年	その他必要事項						
変	ケーブル	1	2ヶ月	ヘッド、接続箱、 分岐箱など接続部 の加熱、損傷、腐 食及びコンパウン ド油漏れ	1	1年	ケーブル腐食、き れつ、損傷	1	5年	必要により特定対 象を定めて行う(点 検箇所、部位は定 期巡視点検より抜 粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定
		2	2ヶ月	布設部の無断掘削				2	3年 ～5年	地盤沈下の影響			
電	断 路 器	1	2ヶ月	受けと刃の接触、過 熱、変色、ゆるみ	1	1年	停止して受けと刃 の接触、過熱、ゆる み、荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	汚損、異物付着	2	1年	汚損、きれつ						
		3	2ヶ月	その他必要事項	3	1年	フレ止め装置の機 能						
設	遮 断 器 開閉器類	1	2ヶ月	外観点検、汚損、 油洩れ、きれつ、 過熱、発錆、損傷	1	1年	停止して外部の損 傷、腐食、過熱、 油量、発錆、変形、 ゆるみ	1	2年又 は一定 の遮断 回数に よる	停止して内部につ いて接触子の荒れ 具合、ゆるみ、変 形、焼損、損傷	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	指示、点灯	2	1年	操作具合、機構	2	"	操作機構及び付属 装置の各部点検	2	1年	接地抵抗測定
		3	2ヶ月	その他必要事項	3	1年	油の汚れ、必要に よりその特性調査	3	"	遮断速度測定(開 極投入時間最小動 作電圧及び電流の 測定を含む)	3	3年	絶縁油試験
備	母 線				4	1年	接地線接続部	4	"	その他必要事項	4	不定期	必要により動 作特性
					5	1年	その他必要事項						
					6	1年	その他必要事項						
受 電 用 変 圧 器	受 電 用 変 圧 器	1	2ヶ月	本体の外部点検、 漏油、損傷、汚損、 変形、ゆるみ、発 錆、腐食	1	1年	停止して各部の損 傷、腐食、発錆、 ゆるみ、変形、き れつ、汚損、油量	1	5年 ～10年	停止して内部につ いて点検(コイル 接続部、リード線、 鉄心、その他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	付属装置各部の点 検(機能及び状態)	2	5年	付属装置及び機器 の内部点検	2	1年	接地抵抗測定
		2	2ヶ月	付属装置の点検、 動作状態、取付状 態	3	1年	油の汚れ、必要に より特性調査	3	5年	その他必要事項	3	3年	必要により絶 縁油試験
			3	2ヶ月	その他必要事項	4	1年	接地線接続部					
					5	1年	その他必要事項						

項 目		日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定		
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
負	電 動 機 そ の 他 回 転 機	1	2ヶ月	運転者が音響、回転、過熱、異臭、給油状況などについて注意する	1	3ヶ月	音響、振動、温度停止して各部の汚損、ゆるみ、損傷	1	3年	必要により特定対象を定めて行う	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	必要により特定範囲のものについて電気担当者が行う	2	1年	伝達装置の異常など外部点検を行う	2	3年	温度上昇等を考慮し、回転子引出掃除	2	1年	接地抵抗測定
					3	1年	制御装置点検				3	1年	必要により特性試験
荷	電熱乾燥 装 置	1	2ヶ月	運転者が温度、変形、損傷などについて注意する	1	1年	停止して各部の変形、損傷、ゆるみ	1	3年	必要により特定対象を定めて行う	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	接続部変色、過熱、熱線の腐食、取付点検	2	1年	その他必要事項			点検箇所、部位は定期に準じて内部点検を行う	2	1年	接地抵抗測定
											3	2ヶ月	必要により特定範囲のものについて電気担当者が行う
設	照明設備	1	2ヶ月	使用者が異音、汚損、不点、温度、臭気過熱などに注意する	1	1年	照明効果、汚損、音響、温度、コンパウンド洩れ				1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定
備	配線及び 配線器具	1	2ヶ月	開閉器の点検、湿気、じんあい等 に注意 器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適正及びゆるみ、過熱	1	1年	開閉器、器具との接続 器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適正及びゆるみ、過熱	1	2年	許容電流と負荷電流との確認	1	1年	絶縁抵抗測定
											2	1年	接地抵抗測定
											3	1年	必要により配線用遮断器及び漏電遮断器の特性試験

■空山中継所・宮津海上保安署・香住海上保安署 受変電設備及び非常用発電機

項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
引	責任分界となる開閉器及び引込線	2ヶ月	外観点検、汚損、き裂、損傷	1年	ケーブル腐食、きれつ、損傷	3年～5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1年	絶縁抵抗測定			
		2ヶ月	水トリー冠水による絶縁破壊	1年	その他必要事項							
	電線及び支持物	1 2ヶ月	電線の高さ及び他の工作物樹木との離隔距離	1 1年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷腐食	1 3年～5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1 1年	絶縁抵抗測定			
込		2 2ヶ月	標識保護さくの状態	2 1年	電線取付状態、弛度							
				3 1年	その他必要事項							
	ケーブル	1 2ヶ月	接続部の加熱、損傷、腐食	1 1年	ケーブル腐食、きれつ、損傷	1 5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1 1年	絶縁抵抗測定			
設		2 2ヶ月	布設部の無断掘削	2 1年	その他必要事項			2 1年	接地抵抗測定			
		3 2ヶ月	標識、他物との離隔距離			2 3年～5年	地盤沈下の影響					
	遮断器開閉器類	1 2ヶ月	外観点検、汚損、油洩れ、きれつ、過熱、発錆、損傷	1 1年	停止して外部の損傷、腐食、過熱、油量、発錆、変形、ゆるみ	1 2年又は一定の遮断回数による	停止して内部について接触子の荒れ具合、ゆるみ、変形、焼損、損傷	1 1年	絶縁抵抗測定			
備		2 2ヶ月	その他必要事項	2 1年	操作具合、機構	2 "	操作機構及び付属装置の各部点検	2 1年	接地抵抗測定			
				3 1年	付属装置の状態	3 "	遮断速度測定(開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む)	3 3年	絶縁油試験			
				4 1年	油の汚れ、必要によりその特性調査	4 "	その他必要事項	4 不定期	必要により動作特性			
計 器 類	1 2ヶ月	操作、切換開閉器などの異常	1 1年	裏面配線の塵埃汚損、損傷、過熱	1 2年	停止して各部の損傷、過熱、ゆるみ	1 1年	絶縁抵抗測定				
		2 2ヶ月	その他必要事項	2 1年	ゆるみ、断線	2 2年	断線、接触、脱落	2 1年	接地抵抗測定			
					接地線接続部	3 2年	端子、配線符号	3 2年	保護継電器の動作特性			
発 電 設 備	原 動 機 係	1 2ヶ月	燃料系統からの油漏れ及び貯油	1 1年	機関主要部分の分解、点検	1 3年又は一定の運転時間による	内燃機関の分解点検、測定					
		2 2ヶ月	機関の始動、停止									
		3 2ヶ月	その他必要事項は細則による									
蓄 電 池	発 電 機 係	1 2ヶ月	電動機その他回転機と同じ	1 1年	電動機その他回転機と同じ	1 3年	電動機その他回転機と同じ	1 1年	絶縁抵抗測定			
								2 1年	接地抵抗測定			
								3 3年	継電器試験			
		1 2ヶ月	液面、沈殿物、色相、極板彎曲、隔離板、端子のゆるみ、損傷	1 1年	木台、がいしの腐食、損傷、耐酸塗料のはくり	1 3年	充電装置の内部点検	1 1ヶ月	比重測定			
		2 2ヶ月	充電装置の動作状態	2 1年	床面の腐食、損傷	2 3年	必要により対象を定めて行う	2 1ヶ月	液温測定			
		3 2ヶ月	電池の電圧	3 1年	その他必要事項			3 1ヶ月	電圧測定			
								4 1年	絶縁抵抗測定(充電装置)			